

＜日本高気圧潜水医学会専門医更新申請 Q&A＞

2024

専門医更新申請における、よくあるご質問をまとめました。ご申請前にご覧ください。

＜Q1＞ 更新申請書類はいつからいつまでに送ればよいでしょうか。

＜A1＞ 更新申請受付期間は10月～1月末となります。

受付期間内に更新申請書類のご提出ください。

更新申請書類は当学会ウェブサイトからもダウンロードが可能です。またダウンロードしていただくと手書きでなくPCでの入力も可能になりますので、ご利用ください。

＜Q2＞ あと数単位足りません。どうすればよいでしょうか。

＜A2＞ 猶予申請をお願いします。申請をいただければ現在お持ちの認定証に記されている認定期限から1年間申請を延長することができます。1年内にご提出ください。

＜Q3＞ 発表についてはどのように証明すればよいでしょうか。

＜A3＞ 「業績目録一覧」へご記入ください(西暦表記)。

◇本学会の学会誌、学術集会(地方会を含む)においての論文・発表につきましては、論文、抄録の提出は不要です。「業績目録一覧」より事務局にて確認します。

◇他学会(他学会誌)においての論文・発表につきましては、要約または抄録部分をご提出ください。その際、添付番号を付し、申請者の氏名にマーカー等を引いてください。発表内容が高気圧医学関連に限ります。高気圧医学関連ではないと委員会が判断した場合、単位は認められませんのでご注意ください。

＜Q4＞ 学会参加については参加証を提出のことですが、参加証は紛失し領収書だけ持っています。それを代わりにできませんか。

＜A4＞ 代用は不可です。参加者名、参加した学会の名称・日時が記載されている参加証をご提出ください。そのほか会員ページの生涯教育単位取得一覧の写しやe医学会の参加履歴の写しは参加証の代わりになります。

＜Q5＞ 「よくある申請上の認められない単位」にはどのようなものがありますか。

＜A5＞ 「認定期間外の単位」の申請です。(例)認定期間が2023年4月1日から始まっている場合、2023年4月1日以降に開催された学術総会および学術集会等の参加証が有効となります。

<Q6> 当学会で筆頭演者として発表しました。2018年度以降は学会参加単位16単位と発表8単位が与えられると聞いていますが、抄録集およびプロシーディングを紛失してしまいました。どうすればよいでしょうか。

<A6> 当学会筆頭演者であれば、24単位が与えられます。

プロシーディングや当学会学会誌は、ホームページの「論文・学会誌」から、学会誌専用サイト「日本高気圧環境・潜水医学会雑誌」からダウンロードが可能です。

また、直近のものは学会ホームページのマイページよりご覧いただけます。「会員ページログイン」から各自のID・PWにてお入りください。

<Q7> 参加証のコピーや審査料支払いの証明を出すときですが、どのような様式で出すのがベストでしょうか。

<A7> A4用紙に参加証の内容がわかるよう各自貼付してください。

「業績目録一覧」添付番号を付け、番号順にお願いします。参加証等は判読可能であれば縮小しても問題ありません。できるだけ少ない枚数でご提出ください。

<Q8> 学会をやめても資格を保持できますか。

<A8> できません。当該資格は、当学会に所属していることを前提としていますので、当学会を退会されると同時に資格は失われます。

<Q9> 申請書類をなくしてしまいました。ホームページからダウンロードなどが可能でしょうか。

<A9> 可能です。申請書類を紛失した場合、ホームページからダウンロードしてご対応ください。またダウンロードしていただくと手書きでなくパソコンでの入力も可能になりますので、ご利用ください。

<Q10> 書類に不備があった場合は、直ちに不合格になってしまうのでしょうか。例えば多めに出した単位の合計計算が間違っていたというようなことで、不合格になることはありますか。

<A10> 書類に不備があった場合には、必ず一度差戻しいたしますのでご安心ください。合計単位の誤りでは不合格にはなりません。計算に誤りがあっても、必須単位数である25単位以上取得されていれば問題ありません(2024年以降初回更新のみ)。

※次回以降の必須単位数は30単位になります。詳細はホームページをご確認ください。

<Q11> 認定証をなくしてしまい、自分の資格認定期限がわかりません。

<A11> 学会ホームページのあるマイページ（「会員ページログイン」からログイン）には、認定期間が表示されています。「資格認定閲覧」部分をご確認ください。

<Q12> 専門医更新猶予申請をして承認され、その1年後に資格更新しました。次の更新申請時期は4年後ですが、生涯教育単位を獲得できる期間はどうなりますか。

<A12> 新たに発行される認定証に記載された認定期間（5年間）になります。認定証をご確認ください。